

教えてはちくん!木づかい通信 Vol.24



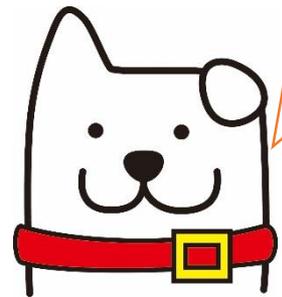
大館市観光キャラクター
「はちくん」
※チェンソーVer.

テーマ

木造住宅の安全性の保証

～2025年から“4号特例”が変わる!?!～

令和5年3月
産業部林政課



前回 (Vol.23) で耐震基準等に関する課題を紹介しましたが、これまでのわが国の在来軸組工法住宅にはもっと根本的な課題がありました。それが、小規模で2階建てまでの住宅では構造計算がほとんど行われていないという事実です。建築基準法上の分類から4号建物と呼ばれる木造住宅では、建築士が簡易な計算 (例えば壁の質と量のチェック) をして、それが規定以上であれば、建築に関する手続きが比較的簡単に進められるようになっています。ただし、2025年4月 (予定) から省エネ基準の適合義務化に併せて木造住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直される予定となっており、前段の4号建物に係る審査省略制度 (いわゆる「4号特例」)の縮小が措置される見通しとなっています。

もう少し詳しく

■構造計算とは

・構造計算とは「建物自体の重さ、地震の力、強風の力などによって、柱や梁や接合部に作用する荷重を計算し、それに部材が耐えられるかどうかをチェックする」ことをいう。

■確認申請とは

・建物を建てるには、確認申請書という書類とともに構造計算書を役所もしくは民間の建築確認検査機関に提出して、建築基準法や条例等に適合しているかどうか確認を受ける必要がある。一方、4号建物では、建築士が設計したものであれば「構造計算書の提出が不要」であるという特例が設けられている。

■安全性のチェック

・安全性の保証については、「安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するかどうか」を確認申請のときに簡易な計算によって、壁量の計算、壁の配置バランスや柱の接合方法などを、過去に蓄積されたさまざまな科学的根拠に基づいてチェックしている。

◆建築確認手続きの見直し◆

・2022年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、省エネ基準への適合が義務付けられる。同法により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度の縮小が措置され、建築主・設計者の建築確認の申請手続きも変更される。

⇒構造計算したから地震に対して100%安全かという、前回の熊本地震のような“想定外”の発生が考えられるため断言はできませんが、やるのとやらないのでは安心感はずいぶん違うかと思います。日本に住んでいる以上、いつ大地震が起こってもおかしくないわけですから、市民や読者の皆さまには、今回の内容を通じて地震と住宅の安全性について意識していただくきっかけになれば幸いです。